

令和 8 年 4 月 2 1 日
千葉県報第 1 4 1 3 6 号別冊

千葉海区漁場計画の変更

第一	千葉海区漁場計画の変更の内容	・・・	1 ページ
第二	漁業法施行規則第 2 4 条各号に掲げる事項		
一	漁業法第 6 4 条第 8 項において準用する同条第 4 項の規定により 聴いた千葉海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の 結果	・・・	4 ページ
二	漁場図		
	(1) 短期共同漁業権	・・・	4 ページ
	(2) 短期区画漁業権	・・・	6 ページ
三	類似漁業権以外の漁業権	・・・	1 0 ページ
第三	変更後の千葉海区漁場計画第一の一のその九十七～その百八に 係る漁業の免許予定日	・・・	1 0 ページ
第四	第三に係る漁業の免許の申請期間	・・・	1 0 ページ

第一 千葉海区漁場計画の変更の内容

千葉海区漁場計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
千葉海区漁場計画 一 漁業権に関する事項 その一くその九十六（略） その九十七 1 公示番号 短共第一号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略） 5 存続期間 <u>令和八年九月一日から</u> <u>令和九年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十八 1 公示番号 短共第二号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略） 5 存続期間 <u>令和八年九月一日から</u> <u>令和九年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十九 1 公示番号 短共第三号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略） 5 存続期間 <u>令和八年九月一日から</u> <u>令和九年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その百 1 公示番号 短区第一号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略）	千葉海区漁場計画 一 漁業権に関する事項 その一くその九十六（略） その九十七 1 公示番号 短共第一号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略） 5 存続期間 <u>令和七年九月一日から</u> <u>令和八年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十八 1 公示番号 短共第二号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略） 5 存続期間 <u>令和七年九月一日から</u> <u>令和八年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十九 1 公示番号 短共第三号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略） 5 存続期間 <u>令和七年九月一日から</u> <u>令和八年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その百 1 公示番号 短区第一号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期（略）

5 存続期間 令和八年八月二十日か ら令和九年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百一 1 公示番号 短区第二号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 令和八年八月二十日か ら令和九年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百二 1 公示番号 短区第三号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 令和八年八月二十日か ら令和九年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百三 1 公示番号 短区第四号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 令和八年八月二十日か ら十二月三十一日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百四 1 公示番号 短区第五号	5 存続期間 令和七年八月二十日か ら令和八年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百一 1 公示番号 短区第二号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 令和七年八月二十日か ら令和八年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百二 1 公示番号 短区第三号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 令和七年八月二十日か ら令和八年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百三 1 公示番号 短区第四号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 令和七年八月二十日か ら十二月三十一日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百四 1 公示番号 短区第五号
---	---

2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和八年八月二十日</u>か <u>ら十二月三十一日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百五 1 公示番号 短区第六号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和八年八月二十日</u>か <u>ら十二月三十一日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百六 1 公示番号 短区第七号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和八年八月二十日</u>か <u>ら令和九年四月三十日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百七 1 公示番号 短区第八号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和八年八月二十日</u>か <u>ら令和九年四月三十日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和七年八月二十日</u>か <u>ら十二月三十一日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百五 1 公示番号 短区第六号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和七年八月二十日</u>か <u>ら十二月三十一日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百六 1 公示番号 短区第七号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和七年八月二十日</u>か <u>ら令和八年四月三十日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その百七 1 公示番号 短区第八号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業 時期 (略) 5 存続期間 <u>令和七年八月二十日</u>か <u>ら令和八年四月三十日まで</u> 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
---	---

7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その 百八 1 公示番号 短区第九号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) 備考 (略) 一 保全沿岸漁場に関する事項 (略)	7 関係地区 (略) 8 条件 (略) その 百八 1 公示番号 短区第九号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略) 7 関係地区 (略) 8 条件 (略) 備考 (略) 一 保全沿岸漁場に関する事項 (略)
--	--

第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項

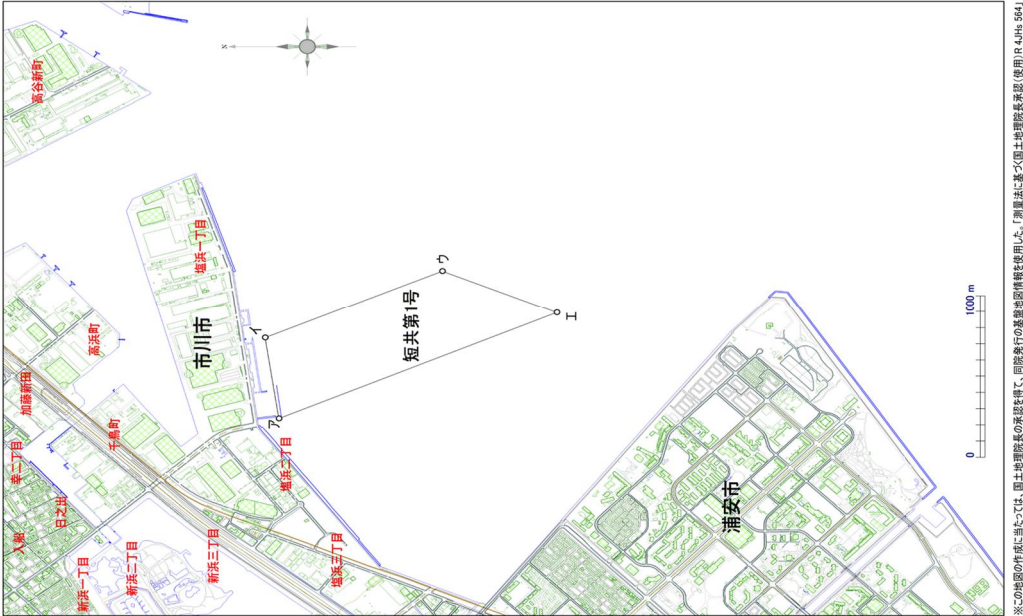
- 一 漁業法第六十四条第八項において準用する同条第四項の規定により聴いた千葉海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
 - 1 意見の概要

原案に異議なし
 - 2 当該意見の処理の結果

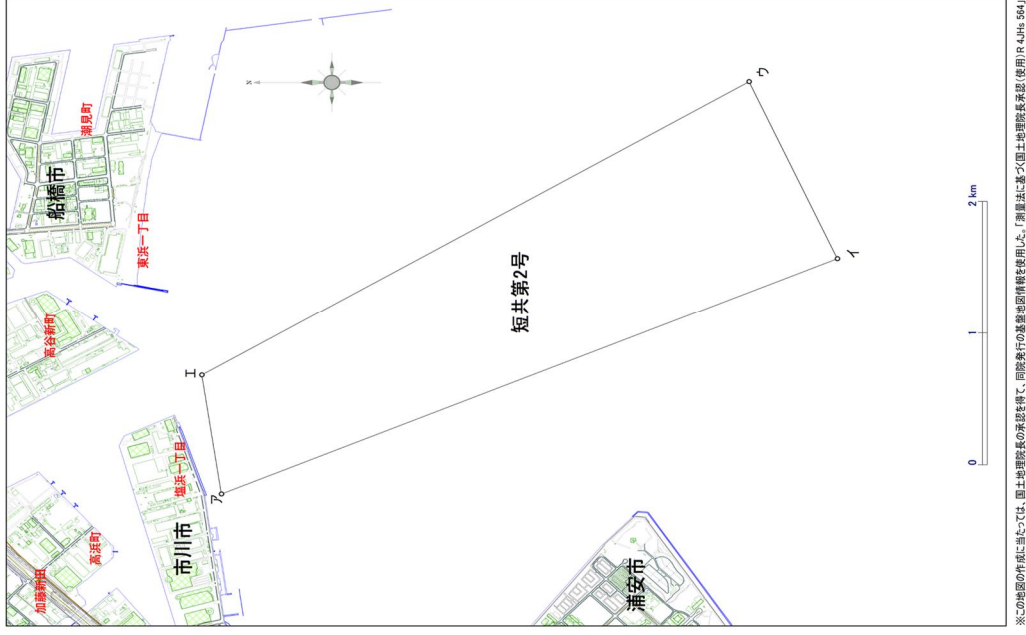
当該意見を踏まえて千葉海区漁場計画の変更案のとおり千葉海区漁場計画を変更することとした。

二 漁場図

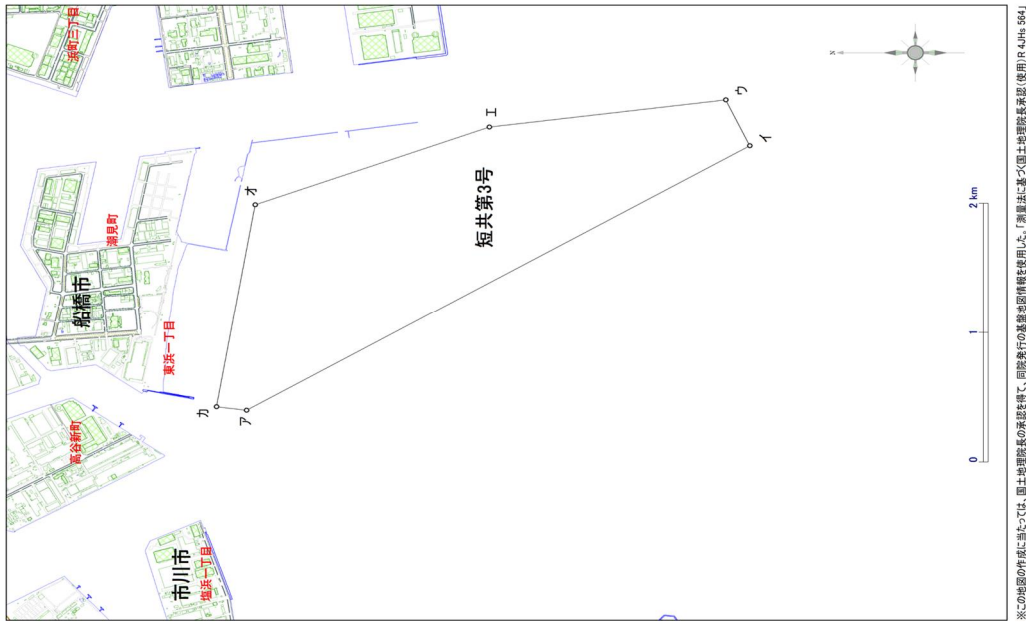
1 短共第一号



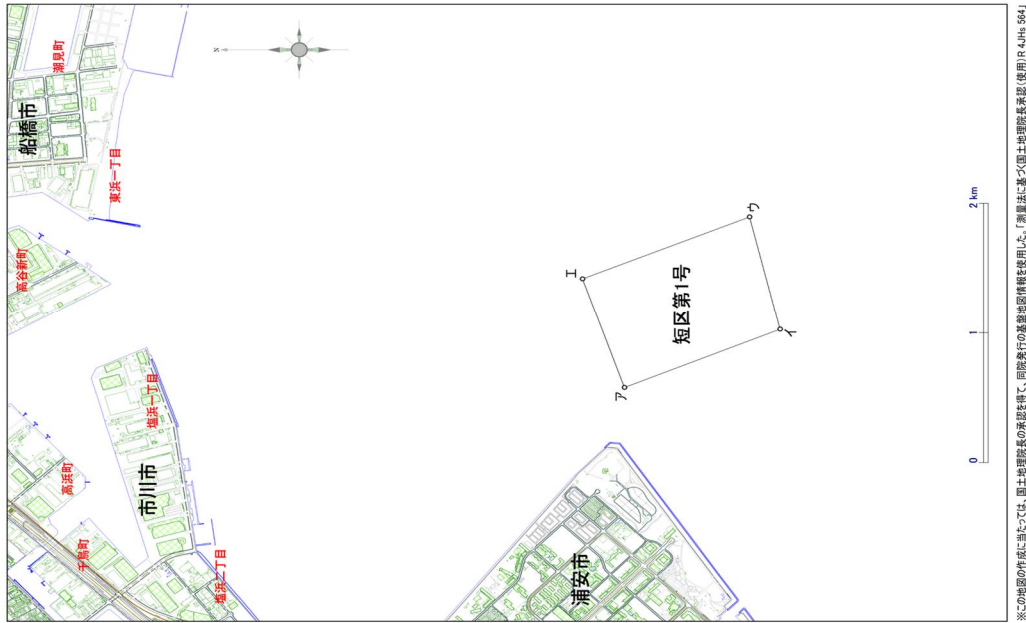
2 短共第二号



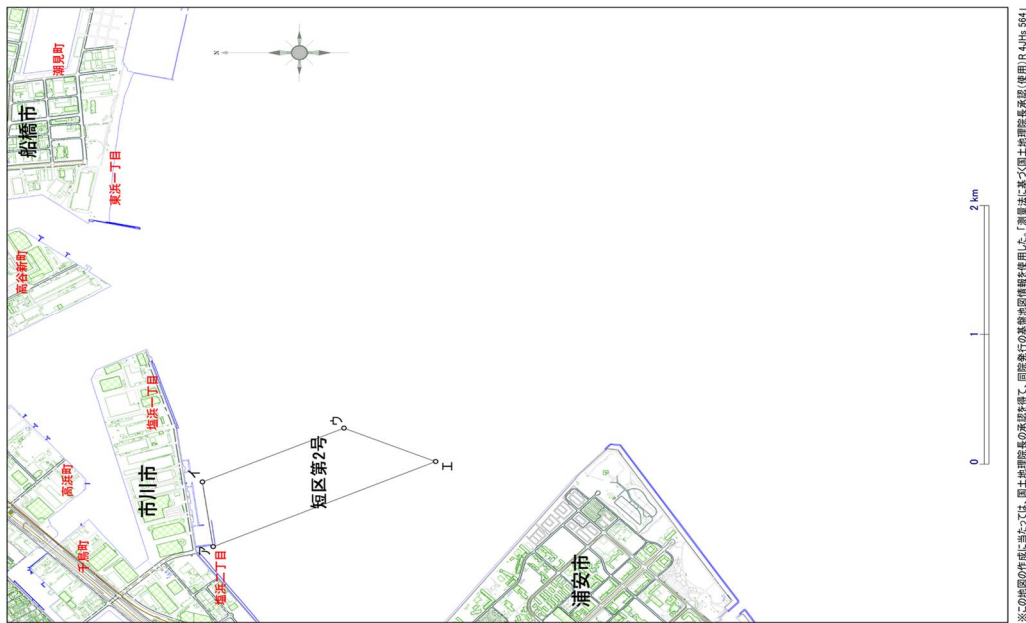
3 短共第三号



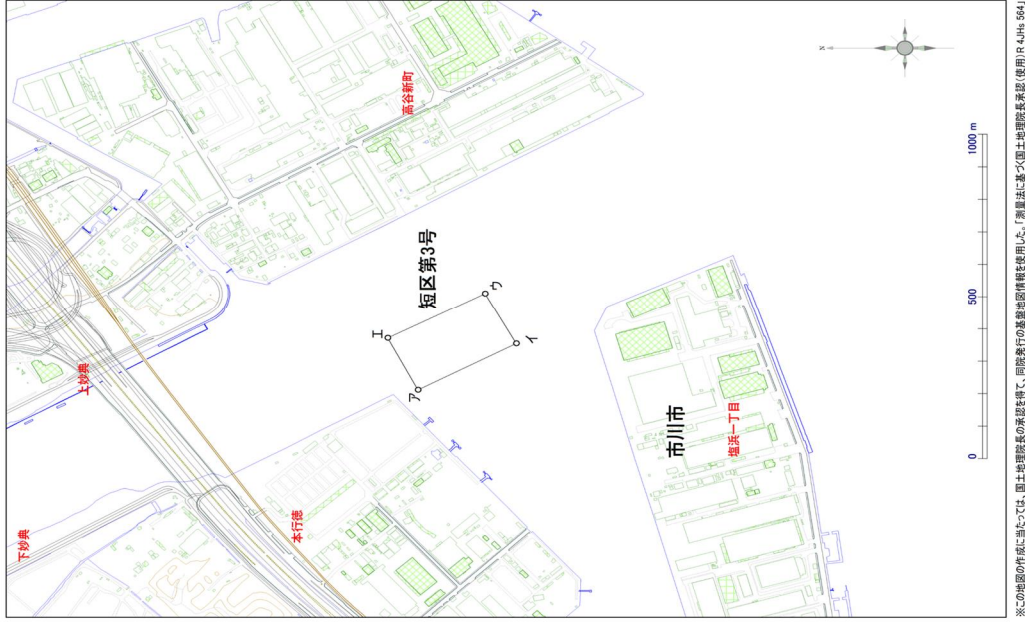
4 短区第一号



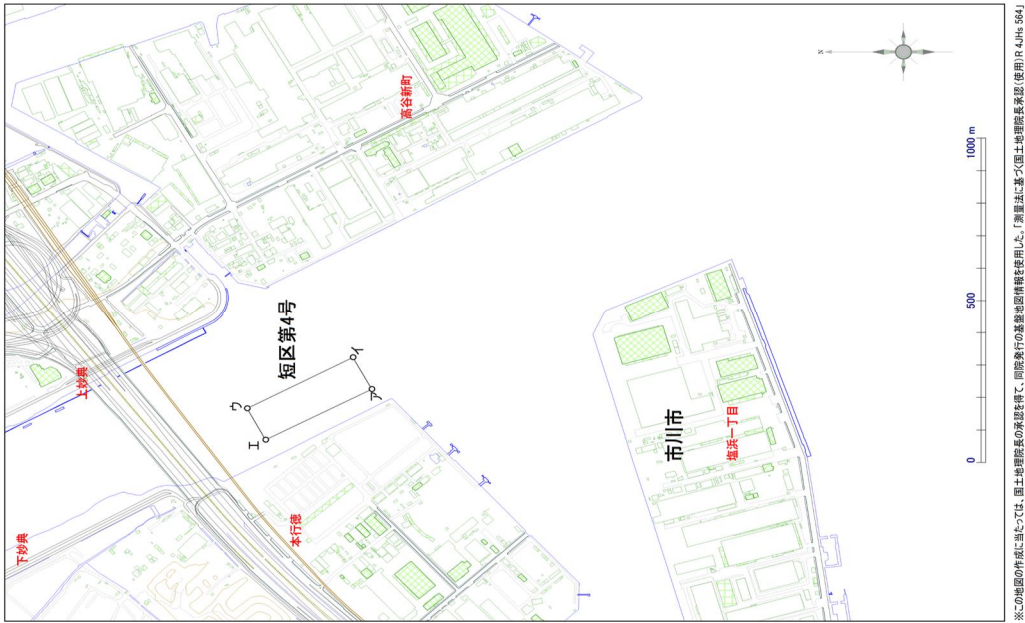
5 短区第二号



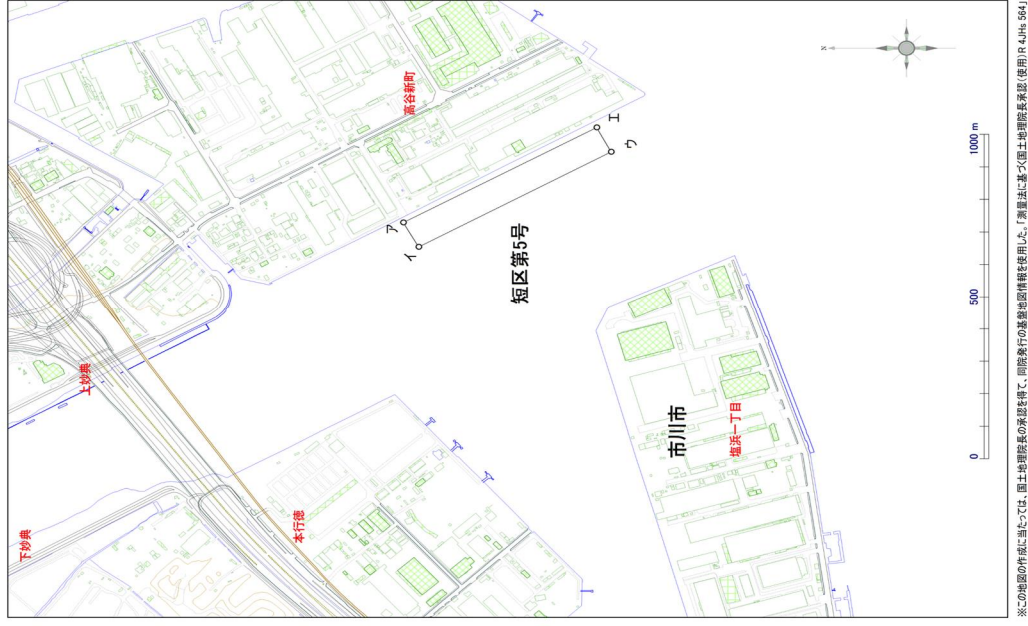
6 短区第三号



7 短区第四号

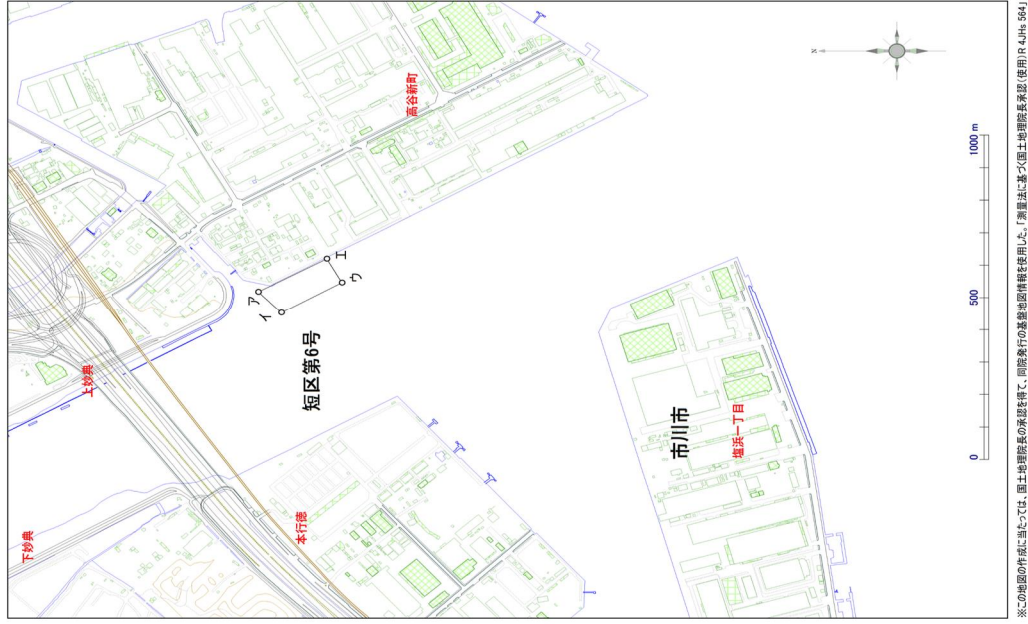


8 短区第五号



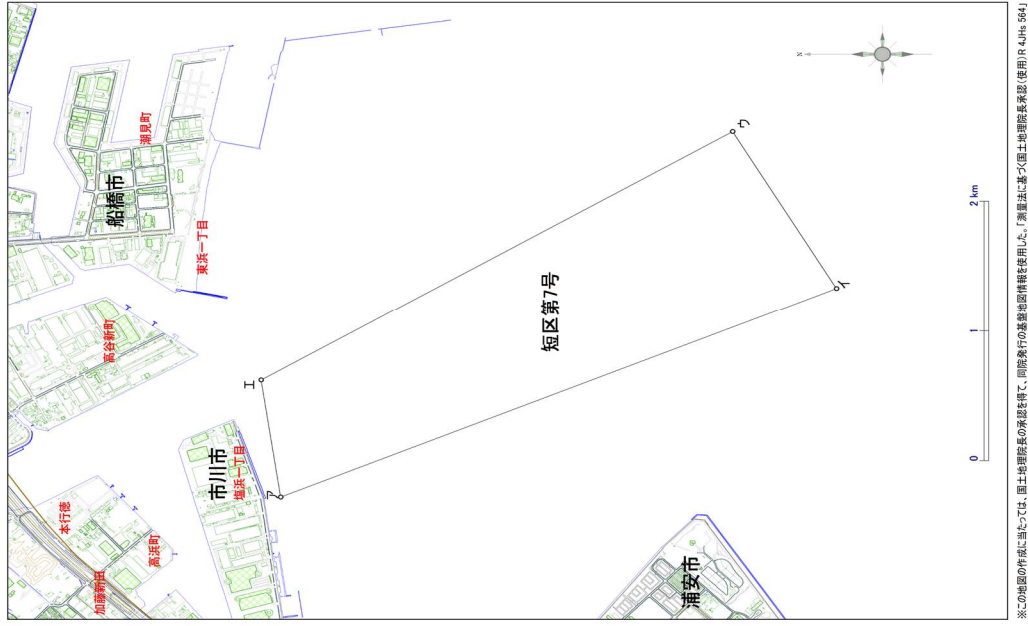
※この地図の作成に当たっては、国土地理院系の承認を得て、同院発行の基図地図情報を使用し、「海圖法に基づく国土地理院系基図(使用)R 4.4Hs 564」

9 短区第六号



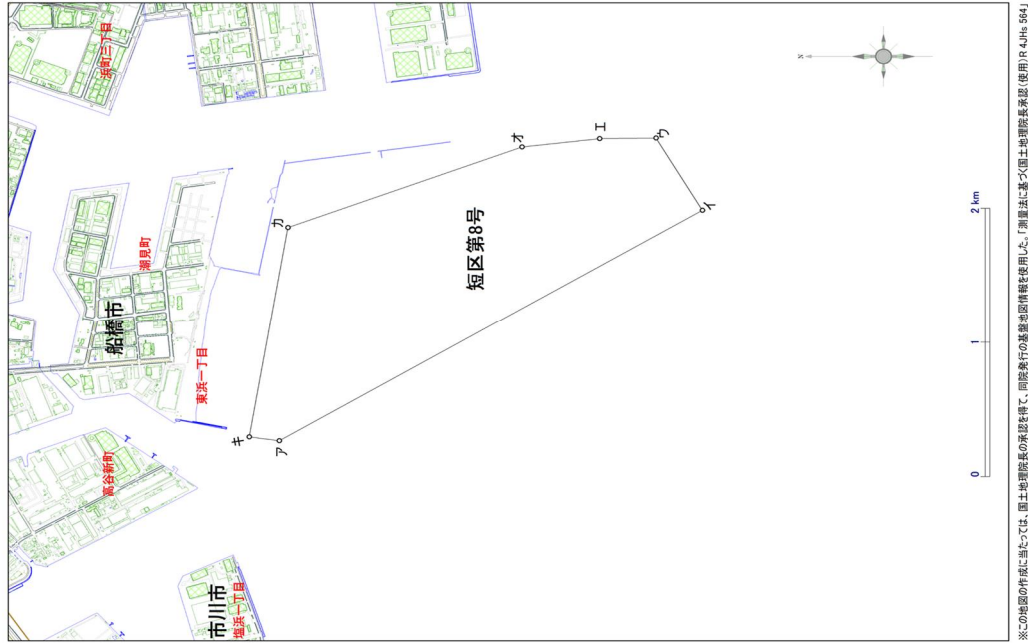
※この地図の作成に当たっては、国土地理院系の承認を得て、同院発行の基図地図情報を使用し、「海圖法に基づく国土地理院系基図(使用)R 4.4Hs 564」

10 短区第七号



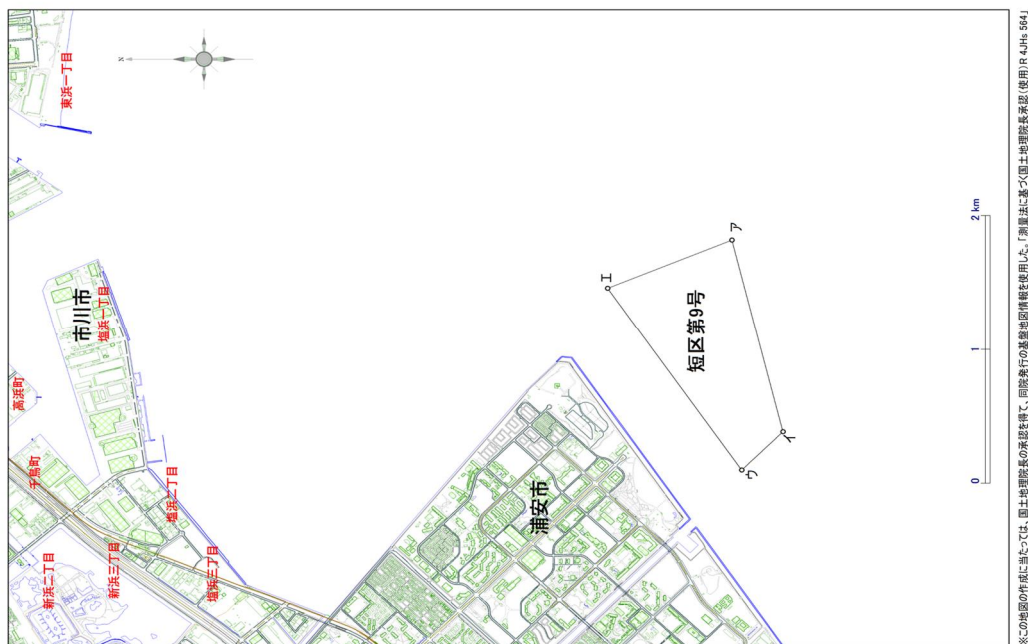
※この地図の作成に当たっては、国土地理院の基図と国土地理院の基図（国土地理院基図）（使用）（R 4.1H 564）

11 短区第八号



※この地図の作成に当たっては、国土地理院の基図と国土地理院の基図（国土地理院基図）（使用）（R 4.1H 564）

12 短区第九号



二 類似漁業権以外の漁業権 該当なし

第三 変更後の千葉海区漁場計画第一の一のその九十七とその百人に係る漁業の免許予定日

短共第一号から短共第三号までに係る漁業にあつては令和八年九月一日、短区第一号から短区第九号までに係る漁業にあつては同年八月二十日

第四 第三に係る漁業の免許の申請期間

令和八年六月一日から七月三日まで